○○土地改良区職員給与等に関する規程

第１条　本土地改良区の職員に支給する給与は、この規程によるものとする。

第２条　職員に支給する給与は、給料、扶養手当、暫定手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、通勤手当及び休日給とする。ただし、日給者は給料のみとする。

第３条　給料は任用、増給とも発令の当日から計算する。ただし、日給者は職務に就いたその日から計算する。

第４条　職員の休職中の給与は、その給料、扶養手当、暫定手当、期末手当それぞれの○○分の○とする。

２　前項の給与は、その支給の事由が生じてから１カ年に達するまでとする。

３　業務のため、負傷し又は疾病にかかり欠勤するときは、第１項の規定は適用しない。

第５条　職員が在職中に死亡したときは、死亡当時における給与月額の○○月分を死亡給与金として遺族に支給する。

第６条　給与の支給についてこの規程及び別に定めるもののほか、何県及び何市町村等の規程を準用する。

　附　則

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。

　附　則

　この規程の一部改正は、令和○年○月○日から施行する。